第 2 回安来市景観計画策定委員会　議事録

1. 開催概要

日　時：令和 8 年 8 月 24 日（月） 10:00～11:30

場　所：安来市防災研修棟

出席者：以下のとおり

○委員（出席 9 名）　（敬称略）

氏名	所属等	出欠	備考
細田 智久	島根大学 教授		副委員長
安川 唯史	護縁株式会社 取締役（島根県景観アドバイザー）		委員長
大野 遼太	島根県弁護士会		
大野 豪俊	公益社団法人島根県不動産鑑定士協会 会長		
山根 常郎	島根県建築士会 安来支部 支部長		
渡部 仁	安来商工会議所 事務局長		
中尾 隆義	安来小路暮らし相談室 代表	欠席	
谷口 広行	安来市社会福祉協議会 事務局長		
平原 金造	安来市立歴史資料館 館長		
栂瀬 繁人	母里交流センター 館長		

○事務局

氏名	所属等	出欠	備考
田中 武夫	安来市長		所用のため退席
藤原 年生	安来市役所建設部 参事		
加藤 健一	安来市役所建設部 部長		
名原 猛	安来市役所都市政策課 課長		
遠藤 健志	安来市役所建設部 都市政策課 係長		
岩﨑 瑞輝	安来市役所建設部 都市政策課 主任主事		
井上 ルナ	安来市役所建設部 都市政策課 主任主事		

○受託事業者

株式会社エブリプラン（森田 俊作、武田 隆司、北本 琉士）

2. 議事次第

1. 開会
2. 市長あいさつ
3. 委員長あいさつ
4. 議題
   （1）前回の内容の確認　　【説明資料】
   （2）各項目ごとの進捗報告　　【説明資料、別紙 1、別紙 2】
   （3）今後のスケジュール　　【説明資料】
5. その他

3. 配布資料

・席次表
・次第
・委員会設置要綱
・委員名簿
・【説明資料】
・【別紙 1 】
・【別紙 2】

4. 議事

（1）前回の内容の確認について【説明資料 4～11 頁】

事務局説明（要旨）

① 景観計画の目的【説明資料 4 頁】

・景観計画の目的は安来市の良好な景観の形成・維持・向上とする。

② 景観計画とは【説明資料 5 頁】

・景観計画とは、まちの良好な景観を守り育てるために、景観法に基づいて県や市町村が策定する計画のこと。
・現在、安来市では島根県条例によって景観づくりや屋外広告物に対し、ルールが定められている。
・市の景観計画と条例を策定することで、地域の実情や市民の意見を反映したルールを制定や、ルールの見直しをすることができる。

③ 景観計画の構成【説明資料 6 頁】

・景観計画の構成に「第 9 章　景観重要建造物又は景観重要樹木の指定方針」と、「第 10 章 景観重要公共施設の指定方針」を追加した。

④ 安来市の景観特性【説明資料 7 頁】

・安来市の景観特性は、地域ごとに自然景観、歴史文化景観、まちなみ景観の 3 つに分類する。

⑤ 区域設定【説明資料 8 頁】

・景観計画では景観計画区域を定めることになっている。今回の計画では、安来市の全域を設定する。
・景観計画区域の中でもさらに厳しいルールを定めることで景観を重点的に保全する必要がある景観計画重点区域は、今回は指定しない。その理由は、景観計画重点区域は行政のみではなく、市民と一丸になって景観を守っていくための地域であり、市民の財産に対し、さらなる規制をかけることになるため。
・市民の意向として、景観計画重点区域に指定してほしい旨の要望があった際には、計画の見直し時に指定を検討していく運用を想定している。
・今回は景観についての意識を醸成することを目指し、景観計画重点区域候補地を定める。

⑥ 届出対象行為と景観形成基準【説明資料 9 頁】

・届出対象行為の対象規模は現在の県条例と同様の大規模行為を対象とする。
・景観形成基準は、現在の県告示と同様とする。

⑦ その他の事項【説明資料 10 頁】

・景観重要建造物および景観重要樹木は、今回の計画では指定せず、指定の基準のみ定めておく。
・河川・公園等の景観重要公共施設は、今回は指定せず、計画の見直し時に検討する。
・屋外広告物について、前回の策定委員会では、「県条例相当の規制とし、今後の運用を踏まえて見直しを図る形で考えている」と説明したが、屋外広告物の担当課と協議をした結果、許可基準や禁止地域等について、当面は県条例で規制を行うことになった。
・推進方策は、他市の事例を参考に整理をする。

⑧ 策定のコンセプト【説明資料 11 頁】

・景観計画策定のコンセプトは、「スモールスタート」と「ブラッシュアップ」である。まずは最低限の内容で策定をすることで、市民の景観に対する意識を醸成させ、概ね 5 年ごとの見直しにより、市民アンケートや地元からの要望を踏まえて必要な規制を追加していくことを考えている。

（2）各項目の進捗報告について【説明資料 14～28 頁】【別紙 1】【別紙 2】

事務局説明（要旨）

① 安来地域の景観特性と課題【説明資料 14～18 頁】【別紙 1】【別紙 2】

・安来地域は、能義平野を中心に、中海や大山に囲まれた広大な自然景観が広がる地域、また、三重塔をはじめとした重要文化財を擁する安来清水寺や南北朝時代に開山された雲樹寺、1300 年以上の歴史を持つ月輪の神事などの歴史文化が息づく地域である。また、たたら製鉄の積み出し港として栄えた面影を残す旧商家のまちなみとハガネの生産地として発展してきた工業地域が共存し、自然・歴史文化・まちなみ景観が調和されていることが特徴である。
・視点場とは、山や海などの自然景観や歴史的な建造物を眺めるために設定された、景色を楽しめる場所のこと。
・説明資料の太字にしている視点場は、島根県の景観形成指針ガイドプランに松江地域の主な展望地として記載のある場所。視点場からの眺望は別紙 2 を参照。
・十神山について、小十神、中十神、大十神があり、中十神は令和 7 年に農林振興課により木の伐採が行われていることから中海が見えるが、大十神（十神山の山頂）については現在、木が生い茂っており中海や安来のまちなみが見えない状況である。農林振興課に確認したところ、大十神は今年伐採予定があるとのことなので、今後眺望がよくなる見込みのため、視点場として十神山を含めることにした。なお、別紙 2 の十神山からの眺望は、中十神から撮影したもの。
・景観資源や視点場からの眺望を踏まえた上で、安来地域の景観づくりの課題としては、伯太川、飯梨川の堤防や能義平野から見える大山の眺望景観の保全、中海沿岸部から見える中海や大山の眺望景観の保全、自然景観、歴史文化景観と工業地域の調和、安来駅周辺の古いまちなみ景観の保全、商店街の衰退による空き店舗、空き地の増加に対するまちなみ景観への対策、国道 9 号沿いの景観の対策、スマートインターチェンジ周辺の良好な景観形成が挙げられる。

② 広瀬地域の景観特性と課題【説明資料 19～23 頁】【別紙 1】【別紙 2】
・広瀬地域は、月山を中心に、飯梨川や山佐川、布部ダムや山佐ダムなど、山林と河川が一体となった自然景観が広がっている。また、日本の五大山城の一つである月山富田城をはじめ、広瀬藩の城下町として発展したまちなみなど、歴史文化を感じる地域である。したがって、広瀬地域においては、月山から見える広瀬のまちなみと、広瀬のまちなみからみえる月山の相関関係に歴史が感じられる点が特徴である。
・月山富田城跡、富田山荘および京羅木山は島根県の景観形成指針ガイドプランに記載のある視点場となっている。
・各視点場からの眺望は、別紙 2 を参照。月山富田城跡や富田山荘からは、広瀬の町並みを見ることができ、三日月公園からは月山富田城跡を見ることができる。山佐ダムキャンプ場からは山佐ダム、中ノ島公園からは布部ダムを見ることができる。
・広瀬地域の景観資源や視点場を踏まえ、景観づくりをしていく上での課題は、まちから見える月山の眺望景観の保全、月山から見る眺望景観の保全、自然景観、歴史文化景観とまちなみ景観の調和、広瀬藩の城下町として栄えた古いまちなみ景観の保全、水辺や山林、田園風景等の自然景観の保全、山佐ダム、布部ダム周辺の自然景観の保全が挙げられる。

③ 伯太地域の景観特性と課題【説明資料 24～28 頁】【別紙 1】【別紙 2】

・伯太地域は、日本名水百選にも選ばれた鷹入の滝や伯太川に代表される豊かな水辺と山の自然景観が広がっている。また、出雲国風土記に登場する比婆山久米神社や、戦国時代に尼子氏の拠点であった山城跡など、歴史を感じさせる景観を有する地域。伯太地域においては、陣屋町として栄えた面影を残すまちなみなど、自然・歴史文化・まちなみの要素が調和した景観が特徴である。

・伯太地域の視点場は別紙 2 を参照。比婆山については、山頂が木で覆われていたため視点場としては適していないが、今後、樹木の伐採等が行われる可能性があること、また島根県の景観形成指針ガイドプランに記載があるため視点場として整理する。

・伯太地域の景観資源や視点場を踏まえた景観づくりの課題は、比婆山久米神社などの歴史文化景観とその周辺の自然景観の保全、母里陣屋として栄えた古いまちなみ景観の保全、水辺や山林、田園風景等の自然景観の保全、チューリップ畑周辺の景観の保全が挙げられる。

＜意見交換：（２）各項目の進捗報告について【説明資料 14～28 頁】【別紙 1】【別紙 2】＞

事務局補足説明　景観資源について	
事務局 （遠藤）	景観資源や視点場を提示した。全ての資源について網羅できているとは限らないので、漏れがないかご確認いただきたい。

意見①　まちなみ景観対策について	
平原委員	安来地域だけではなく、広瀬地域においても商店街の衰退が進んでおり、空き家・空き店舗・不動産広告看板が目立つ。 景観対策が必要ではないか。
事務局 （岩﨑）	安来市では、昨年度危険な空き家の解体などを実施してきた。そのことを踏まえて書きぶりを修正する。

意見②　景観特性について	
安川委員長	説明資料 14 頁の「歴史文化・自然・まちなみが調和している」というのは、安来地域に限ったことではなく、どこの地域も共通だと思うので、文言を考えた方が良いのではないか。まちなみ景観は災害やライフスタイルの変化によっても変わってくるので、市民の営みなども表現してはどうか。
事務局 （岩﨑）	基礎調査の中でも防災とまちなみ景観の両立は消火活動の問題もあり難しい。土地と建物の所有者が違うことも多々ある。今後は提案制度等も考えている。表現方法は検討していく。
事務局 （藤原）	課題とやるべき方向性の両方を書いているので、表現方法を検討する。

意見③　住民意見について	
大野委員	大きな開発や建物が建つ場合等、市民から景観対策について指摘の声が上がる。事前に景観保全活動に取り組んでいる人との意見交換も大切だと思うので、今後の計画で検討してもらいたい。
事務局 （遠藤）	ご指摘の通り、作って終わりの計画ではなくそれをどのように運用していくかというところが非常に大事であり、各地域の景観に関心のある団体の方々としっかりコミュニケーションを図って、後手に回ってトラブルが起きることのないようにしっかり注意して運用していきたいと考えている。

意見④　資料に対する意見について	
安川委員長	委員会後も資料を見ていただき、意見があれば連絡してほしい。

（3）各項目の進捗報告について【説明資料 29～43 頁】

事務局説明（要旨）

① 基本方針案【説明資料 29 頁】

・将来像は、「豊かな自然と受け継いできた歴史文化や暮らしの景観を大切に守り、育て、心穏やかに暮らせるまち」とする。
・景観づくりの基本方針は 4 つ示している。
・1 つ目は、安来市固有の景観を大切にすること。
・2 つ目は、豊かな自然景観を大切にすること。
・3 つ目は、受け継がれてきた歴史文化景観を後世に伝えること。
・4 つ目は、心穏やかに暮らせる「まち」の景観を守り育てること。

② 地域別の景観形成方針案【説明資料 30 頁】

・地域別の景観形成方針は、景観の特性や課題をもとに、地域ごと、景観の要素ごとに設定している。
・市共通の景観形成方針として、市の花である「桜」景観の維持・向上を図ること、観光拠点などへのアクセス道周辺の景観を大切にすること、出雲国風土記関連地や文化財周辺の景観を大切にすることを定めたいと考えている。

③ 景観計画重点区域案【説明資料 31 頁】

・重点区域は、景観まちづくりを積極的に展開し、景観まちづくりのモデルとなって、本市の景観形成を牽引する区域のこと。
・重点区域を定めると、届出対象行為のきめ細やかな指定により、景観形成を誘導することが可能になる一方で、景観計画区域に比べ、強い規制が掛かる。
・今回は重点区域を指定せず、良好な景観を形成している区域は、景観計画重点区域候補地として指定する。

④ 景観計画重点区域候補地案【説明資料 32～34 頁】

・候補地は、安来地域、広瀬地域、伯太地域でそれぞれ選定をしている。
・安来地域の選定理由は、たたら製鉄の積出港として発展した旧商家のまちなみや、鉄工で栄えたまちなみが、昔懐かしい情緒を漂わせているため。区域には、多くの景観資源があり、江戸時代のまちなみが残る通りを含むように設定している。
・広瀬地域の選定理由は、戦国時代に尼子氏によって繁栄し、その後は広瀬藩が置かれるなど城下町として栄えたまちなみが残っているため。広瀬清水街道と江戸時代のまちなみが残る通りを軸に景観資源を含むように設定している。
・伯太地域の選定理由は、母里藩 1 万石の城下町の面影や、江戸時代の武家屋敷が立ち並んでおり、江戸～明治時代のまちなみの風情が色濃く残っているため。藩政時代のまちなみが残る通りを中心に設定している。

⑤ 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針案【説明資料 35 頁】

・景観重要建造物の指定方針は、建造物の外観及び樹容に、地域の自然・歴史・文化等の景観上の特徴が表れており、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要であるものとすることを考えている。

⑥ 景観重要建造物の指定に関する基本的事項【説明資料 36 頁】

・景観重要建造物の指定に関する基本的事項は 5 つ示している。
・１つ目は、外観に安来市の自然・歴史・文化・生活といった特性が表れ、市の景観形成に良好な影響を与えているもの。
・２つ目は、優れた形態・意匠を有し、市民や来訪者に親しまれ、市の景観形成に良好な影響を与えているもの。
・３つ目は、地域のシンボルとして市民や来訪者に親しまれ、市の景観形成に良好な景観を与えているもの。
・４つ目は、外観に伝統的な様式・技法が施され、市の歴史文化・生活文化が感じられるもの。
・５つ目は、道路やその他の公共の場所から、誰もが容易に望見できるもの、とすることを考えている。

⑦ 景観重要樹木の指定に関する基本的事項【説明資料 37 頁】

・景観重要樹木の指定に関する基本的事項は 5 つ示している。
・１つ目は、樹容に安来市の自然・歴史・文化・生活といった特徴を有し、市の景観形成に良好な影響を与えているもの。
・２つ目は、地域のシンボルとして市民や来訪者に親しまれ、市の景観形成に良好な影響を与えているもの。
・３つ目は、周辺景観の核となり、市の景観形成に良好な影響を与えているもの。

・４つ目は、市の良好な景観形成に取り組む上で、重要な位置・場所にあるもの。
・５つ目は、道路やその他の公共の場所から、誰もが容易に望見できるもの、とすることを考えている。

⑧ 景観重要公共施設の指定方針案【説明資料 38 頁】
・景観重要公共施設の指定方針は、河川、道路、公園などの公共施設について、景観形成に重要な役割を担っており、本市の景観づくりについて重要な景観軸と景観拠点となるものを考えている。指定にあたっては、国土交通省が示す分野ごとの景観形成ガイドライン、島根県公共事業等景観形成指針を参考とすることを考えている。

⑨ その他の方針案【説明資料 39～40 頁】
・景観づくりに必要な方針の案を、6 つ示している。
・1 つ目は、景観まちづくりに対する支援として、良好な景観の保全・形成のため、団体で取り組む景観まちづくりに対してその費用の助成を検討するもの。
・2 つ目は景観に関する意識啓発を兼ねた「景観賞表彰制度」に継続して取り組むことで、市民が主体になった活動等が、良好な景観の保全・形成に繋がっていくことの認識を深めるもの。
・3 つ目は市が施行する公共施設の整備について、その外観等が地域の景観と調和したものになるよう配慮するため、「安来市公共施設デザイン検討委員会」の設置を検討するもの。
・4 つ目は市民による提案制度を景観条例で定めることで、地域の実情に合わせた規制や重点区域、重点区域候補地の設定を目指すもの。
・5 つ目は景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針に基づき、景観資源の維持管理や活用を図るもの。
・6 つ目は、文化財や自然公園等他法令と景観計画の連携について、文化財や自然公園等の他法令による規制内容を加味し、担当部局と連携を図り、必要に応じて景観計画へ反映し、良好な景観の保全・形成を目指すもの。

⑩ 景観づくりの推進案【説明資料 41～43 頁】
・景観づくりの推進にあたって重要なポイントは 2 つある。
・１つ目は、多くの人々の理解と協力の下に、多様な主体が連携して取り組むこと。
・２つ目は、市民、事業者、行政が本市の共有財産である景観の価値を認識し、景観まちづくりの目標と方針を共有した上で、それぞれがお互いの立場と役割を認め合い、できるところから一歩一歩確実に進めていくこと。
・多様な主体と人々の「連携・協働」による景観まちづくりを推進することで、先人から受け継がれてきた本市のかけがえのない美しい景観を守り、育て、創造していきたいと考えている。
・市民の役割は、地域ぐるみの環境美化活動を通じたまちの美化、景観に配慮した住まいづくりや暮らし方など、市民一人ひとりが自らできることを自発的に進めていくことと、景

観まちづくりの主体であることを認識し、身の回りの小さな取組が少しずつ広がり、その活動の輪が市全体に広がっていくように、積極的に取り組むこととしている。

・事業者の役割は、事業活動等を通じて産業や経済活動の発展に貢献するとともに、店舗や工場、事務所、看板などの形態や色彩は周辺の景観に大きな影響を与えるものであることを認識することと、緑化の推進や環境美化活動などによる景観まちづくりに積極的に取り組むこととしている。

・行政の役割は、景観計画に基づき、良好な景観形成に向けたルールを適正に運用し、景観に配慮した公共施設の整備・維持管理を行うとともに、市民、事業者、行政の連携を積極的に推進することと、景観に関する啓発活動や情報提供などを通じて景観まちづくり活動に対する支援、協議する場の創出に取り組むこととしている。

＜意見交換：各項目の進捗報告について【説明資料 29～43 頁】＞

意見①　景観まちづくりへの助成について	
細田 副委員長	39 頁の景観まちづくりへの助成は現在でもあるのか、全て新設されるものなのか教えてもらいたい。
事務局 （遠藤）	現状、助成等は行っておらず、今後新たに検討していくことになる。

事務局補足説明　資料の修正について	
事務局 （遠藤）	説明資料 36 頁の「優れた態度」は誤りで、正しくは「優れた形態」に修正する。

意見②　市民への説明会開催について	
渡部委員	町内会長の立場として聞かせていただきたい。市民の協力という文言があるが、今後、市民へ説明会をする予定はあるのか。
事務局 （遠藤）	昨年度、市民アンケートを実施しており、今後はパブリックコメントを実施予定ではあるが、市民説明会の開催予定は現時点ではない。

意見③　再生可能エネルギー施設の対策について	
山根委員	風力発電、太陽光発電など法に基づき申請されるものについて、景観からの意見が反映できるように条例に入れてほしい。
事務局 （岩﨑）	風力発電、太陽光発電などは環境政策課で条例を施行している。蓄電池の規制なども、重点区域などで規制を考えている。ご意見を踏まえて進めたい。

意見④　まちなみ景観の伝承について	
谷口委員	親目線でお話したい。歴史的な景観や古いまちなみ景観を今の中高生がその良さを意識できる、または景観に興味を持ってもらえるような、見える化をしてもらいたい。
事務局 （遠藤）	本計画で中高生が興味を引くような写真の掲載などを検討していく。

意見⑤　景観行政の体制について	
平原委員	縦割り行政ではなく、各課の共有・協力が必要だと思う。
事務局 （遠藤）	本計画においては必要に応じて担当者会議を行っている。全庁的に周知を図っていく。
安川委員長	映画撮影などでも役所の縦割りを感じることも多い。 倉吉市の事例（アスファルトの道路を砂利道にする）などは理解を得た。 引き続き景観計画は庁内で共有してほしい。

意見⑥　提案内容について	
安川委員長	資料の写真等の修正は行っていただくが、今回の提案内容で進めていただくことでよいか。
全委員	（異議なし）

（4）今後のスケジュール【説明資料 45 頁】

事務局説明（要旨）

・本日の策定委員会での内容を踏まえた素案を 9 月中に完成させる。
・10 月初旬に市の関係各課で担当者会議を開き、素案の説明を行う予定。
・担当者会議後、各課へ照会をかけ、都市計画審議会で素案概要の説明を行う予定。
・11 月に第 3 回目の策定委員会を開催し、素案の説明を行う予定。
・12 月に議会説明とパブリックコメントを実施する予定。必要に応じて第 4 回目の策定委員会を開催する予定。
・2 月に都市計画審議会に諮り、3 月に条例上程、計画完成の予定。

5. その他

なし

6. 閉会

○委員会開催の様子





以上